[報告] 7月31日福井県申入れ(7月12日付要望書への回答を得る)

高浜1・2号の再稼働、関電の中間貯蔵計画について住民説明会等を求める要望

福井県は「国の責務」を強調するが

県民の安全を守る「県の責務」はどこにあるのか

県民説明会の開催→

「説明責任は国にある」と述べ、県として開催は検討していない

年内に中間貯蔵の計画地点を確定できなければ、老朽3原発を止めるとの約束について→

関電が原発を止めないときは「約束が違うと関電に言う」だけで、「止めるべき」とは言及せず

7月31日、福井と関西の4団 体は、高浜1・2号の再稼働、及 び関電の中間貯蔵計画について 住民説明会等を求める要望書(7 月12日付)への回答を得るため に、福井県原子力安全対策課に 申入れを行いました。7月12日





は、廊下で要望書を渡すことしかできなかったため、今回改めて回答を求めました。

市民は、福井から3名、大阪・京都から4名が参加。県の原子力安全対策課からは3名が出席し、吉田参事、山本参事が回答しました。県庁地下3階の「生協前会議室」にて午後2時から1時間余りの申入れでした。

住民説明会の開催要求に対し福井県は、「国の責務」が原子力基本法に書き込まれ、説明責任 は国にあると何度も繰り返し、県として住民説明会の開催は認めませんでした。原発推進の国 に対して、県民の安全を守る「県の責務」については、ほとんど念頭にないかのような様子で した。市民は、県から国に住民説明会の開催を求めるべきと強く要求しました。

さらに驚くような回答がありました。12月までに関電が中間貯蔵の計画地点を確定できなければ、老朽原発3基(高浜1・2号、美浜3号)の運転を止めるという関電と県知事の約束についてです。「約束をしたのは関電」とまるで他人事のような言い方をしました。関電が約束を守らず原発を止めないときはどうするのかと問うと、「約束が違うと関電に言う」との回答だけで、「原発を止めるべき」ことには決して言及しませんでした。

県民の安全を守ることが「県の責務」だということを肝に銘じるべきです。また、県民の声に耳を傾けるべきです。以下、回答と話し合いについて報告します。

〇高浜1・2号再稼働、及び関電の中間貯蔵計画についての住民説明会開催の要求について: 「国から4項目の回答を待っている」「説明は国の責務」

県民説明会の開催について、はじめ県は、6月23日の国の説明に対し(「中間貯蔵と同意義」と判断した理由など)4項目について再度説明するよう国に求めており、その回答を待っている所なので、まだできないと述べました。一方、原子力基本法の改定で、国民の理解を得ることが国の責務として明確化されたと強調しました。

国の回答の期限を問うと、「中途半端ではなくしっかりした回答を持ってきて欲しい。急ぐものではない」と知事は言っており、いつまでもではないが待っている状況だと答えました。

市民は、6月23日の県議会・全員協議会で説明した国に対し批判が噴出し、議員が、「改めて我々と、県民に説明を」と求め、国は同意する発言をした。県民は説明会が開かれるものと思っている。説明会を開いてしっかり説明して欲しいと訴えました。すると、「県議が県民を代表している」、「県議会に説明する」との回答。過去に、大飯裁判判決の後や、それ以外に何度も、県が説明会を開いたではないかと言うと、「国が県議会を通して説明する」、「県民に対して説明するかは国が判断すること」と答え、県としては説明会を開く責任はないという態度に終始しました。国には説明する責務があり、国に県民説明会で説明するように言うのが県の責務ではないかと迫りましたが、県の態度は変わりませんでした。

市民は、高浜町戸別訪問で聴いた老朽原発運転への不安、「中間貯蔵と同意義」とする関電の説明や国の追認への批判・疑問、以前とは異なり周りを気にすることなく心配な思いを語ってくれたことなどを紹介し、説明会を開いて直接聞くように求めました。県は、「県民の思いは報道で承知している」と述べ、説明会で聞く必要はないという態度。これに対し、「住民の思いが議員と同じとは限らない。戸別訪問で聴いたような意見が議会などに伝わっているようには思えない」、「知事が関電の回答をどう判断するのかも注目している」、「説明会は住民が思いを伝える場でもあるから、住民の意見を尊重して是非開催して欲しい」と重ねて要望しました。県は、「ご意見として承ります」と何度も繰り返した後に、やっと「上司に伝えます」と答えました。市民は、知事は「県議会や立地市町の意見を聞く」とは言っているが、例えば若狭町のような原発に隣接する町の住民は抜け落ちている。是非知事に県民説明会開催の要望を伝えて欲しいと訴え、県は、原子力安全対策課から知事に伝えると答えました。

○フランスへの搬出計画について:

関電は「県との約束は果たされた」/ 県は「約束は果たされたとは思っていない」

フランスへの搬出計画により「県との約束は果たされた」との関電の見解は、県外の中間貯蔵施設は年内に確定できないことを示している。それなのに、知事が高浜 1,2 号の再稼動と中間貯蔵施設の計画地点確定を切り離し、再稼動を容認したのはなぜかと問いました。すると、「期限は 12 月であり、その期限はまだ来ていない。約束が果たされたと言っているので、それはなぜかと聞いている。関電は、さらなる地点の確定を目指すとも言っていた」との回答。市民は、「県としては約束が果たされたとは思っておらず、関電が『約束は果たされた』と言っている理由が分からないので聞いているということか」と確認し、県は「そうだ」と答えました。理由が分からないのなら、回答が来るまで止めるべきではないかと、市民は批判しました。

○年内に中間貯蔵の計画地点を確定できなければ、老朽3原発を止めるとの約束について: 知事との約束なのに「老朽3原発を止めると約束したのは関電」と他人事のように回答 関電が原発を止めないときは「約束が違うと関電に言う」だけで、「止めるべき」とは言わず

年内に計画地点を確定できなければ、関電と知事との約束通り、老朽3原発を止めるべきとの要望に対し、県は次のように回答しました。

計画地点を確定できなければ、老朽3原発を止めるとの約束は、関電が自ら言い出したこと。 そこに国も同席し、国が政策担当者として、関係者の理解確保に全力を尽くすと言っていた。

その後、エネルギー基本計画に、国が前面に立って主体的に対応することが明記され、さらに 使用済燃料政策について、原子力基本法に国の基本的な施策として明記されたので逃げられな い。その状況で国の回答を待っている。

市民が、「12 月までに約束が守られなかったら、県は運転を止めるのか」と聞くと、県は、「止めるのは関電」と答え、さらに「止めなかったらどうするのか」と質すと、「約束違反だとは言う」と回答。繰り返し質しても同じ回答でした。約束違反でも県は原発を止めることを求めないという姿勢に、参加者は厳しく批判しました。

○発熱量の高い使用済MOXの搬出について:

関電は「輸送容器を手配する」と言っている。発熱量の問題はこれから

発熱量の高い使用済MOXの搬出が2020年代後半に可能なのかを関電・国に確認するように求めていましたが、県は次のように答えました。

敦賀市で開催された原子力環境安全管理協議会で同じ質問があった。関電は、可能と答えた。 使用済MOXの発熱量が高いことに対しては輸送容器側で対応可能であり、そのような輸送容器を手配するとのことだ。フランスで使用済MOXを 2, 3 年で(プールから)取りだした例があるとも言っていた。

市民は資料を用いて次のように説明しました。

六ケ所再処理が動かないとすると、高浜原発からは2028年までに使用済燃料を搬出する必要があり、その場合使用済MOXは早いものではプールから取り出して6年で搬出することになる。IAEAの資料によると、その発熱量は使用済ウランの4.70倍にもなる。この高い熱を輸送用の容器から逃がさないといけないという問題がある。

これに対して県は、熱の問題については関電も検討中だと回答しました。

また、県も、再処理がうまくいかないことを想定しているのかと確認すると、県はそうだと 認めました。

最後に、県内での乾式貯蔵に対する県の見解を尋ねると、県としては、県外という見解に変化はないと明確に答えました。

今後、国の回答がどうなるのか注視し、関電が年内に計画地点を確定できなければ運転を止めるように県に働きかけていきましょう。

8月2日中国電力が、山口県上関原発予定地に中間貯蔵施設の建設のための調査を上関町に申し入れました。中国電力と関電が共同で行い、町が認めれば、その後、調査は約半年かかるとのことです。上関での中間貯蔵施設計画にも反対していきましょう。

2023.8.8 ふるさとを守る高浜・おおいの会/安全なふる里を大切にする会(若狭町) 原発なしで暮らしたい宮津の会/避難計画を案ずる関西連絡会

7月12日付要望書

http://www.jca.apc.org/mihama/hairo/fukui_pref_yobo20230712.pdf

参考資料1:高浜町での戸別訪問報告(7月18日版)

http://www.jca.apc.org/mihama/saikado/rep_takahama20230718.pdf

参考資料 2:発熱量の高い使用済MOXの搬出はどうなる?

http://www.jca.apc.org/mihama/hairo/mox20230719.pdf